

北海道告示第10477号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その23)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対し、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、予算の範囲内で交付する。	市町村		(1)を除き3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 利用者支援事業		利用者支援事業の実施に必要な経費	6分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					

(2) 延長保育事業		延長保育事業の実施に必要な経費						
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
(4) 多様な事業者の参入促進能力活用事業								
ア 新規参入施設等への巡回支援		新規参入施設等への巡回支援の実施に必要な経費						
イ 認定こども園特別支援教育・保育経費		認定こども園特別支援教育・保育経費の実施に必要な経費						
ウ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の実施に必要な経費						
(5) 放課後児童健全育成事業								
ア 放課後児童健全育成事業（特定分）								
(7) 放課後児童健全育成事業		放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）						
(イ) 放課後子ども環境整備事業		放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費						
(ウ) 放課後児童クラブ支援事業		放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
イ 放課後児童健全育成事業（一般分）								

(7) 放課後児童支援員等処遇改善等事業		放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）						
(イ) 障害児受入強化推進事業		障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費						
(ウ) 小規模放課後児童クラブ支援事業		小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
(エ) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業		放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費						
(オ) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費						
(カ) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業		放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費						
(キ) 放課後児童クラブ利用調整支援事業		放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費						
(ク) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業		災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費						
ウ 放課後児童健全育成事業（その他分）								
(7) 放課後児童支援		放課後児童支援員キャリアアップ処遇						

員キャリアアップ 処遇改善事業		改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）						
(イ) 放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）		放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費						
(6) 子育て短期支援事業		子育て短期支援事業の実施に必要な経費						
(7) 乳児家庭全戸訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費						
(8) 養育支援訪問事業		養育支援訪問事業の実施に必要な経費						
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費						
(10) 地域子育て支援拠点事業		地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費						
(11) 一時預かり事業		一時預かり事業の実施に必要な経費						
ア 一時預かり事業 （一般分）								
イ 一時預かり事業 （その他分）								
(12) 病児保育事業		病児保育事業の実施に必要な経費						
ア 病児保育事業（特定分、一般分・事業								

業) (特例措置分 (1))									
(7) 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業		新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)							
(イ) ICT化推進事業(令和4年度国第2次補正予算分)		ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)の実施に必要な経費							
イ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。) (特例措置分(2))									
2 出産・子育て応援事業費補助金 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る 出産・子育て応援給付金	市町村	1 伴走型相談支援 伴走型相談支援を行うために必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当、報酬、職員旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、共済費、報償費、委託費、負担金 2 出産・子育て応援給付金 出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給決定を行った額	1 伴走型相談支援 (1) 令和5年4月から9月までの分6分の1 (2) 令和5年10月から令和6年3月までの分4分の1 2 出産・子育て応援給付金6分の1 (寄附金その	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局子ども政策企画課			

<p>を一体的に実施するための経費を交付することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。）</p>					
---	--	--	--	--	--	--	--	--